

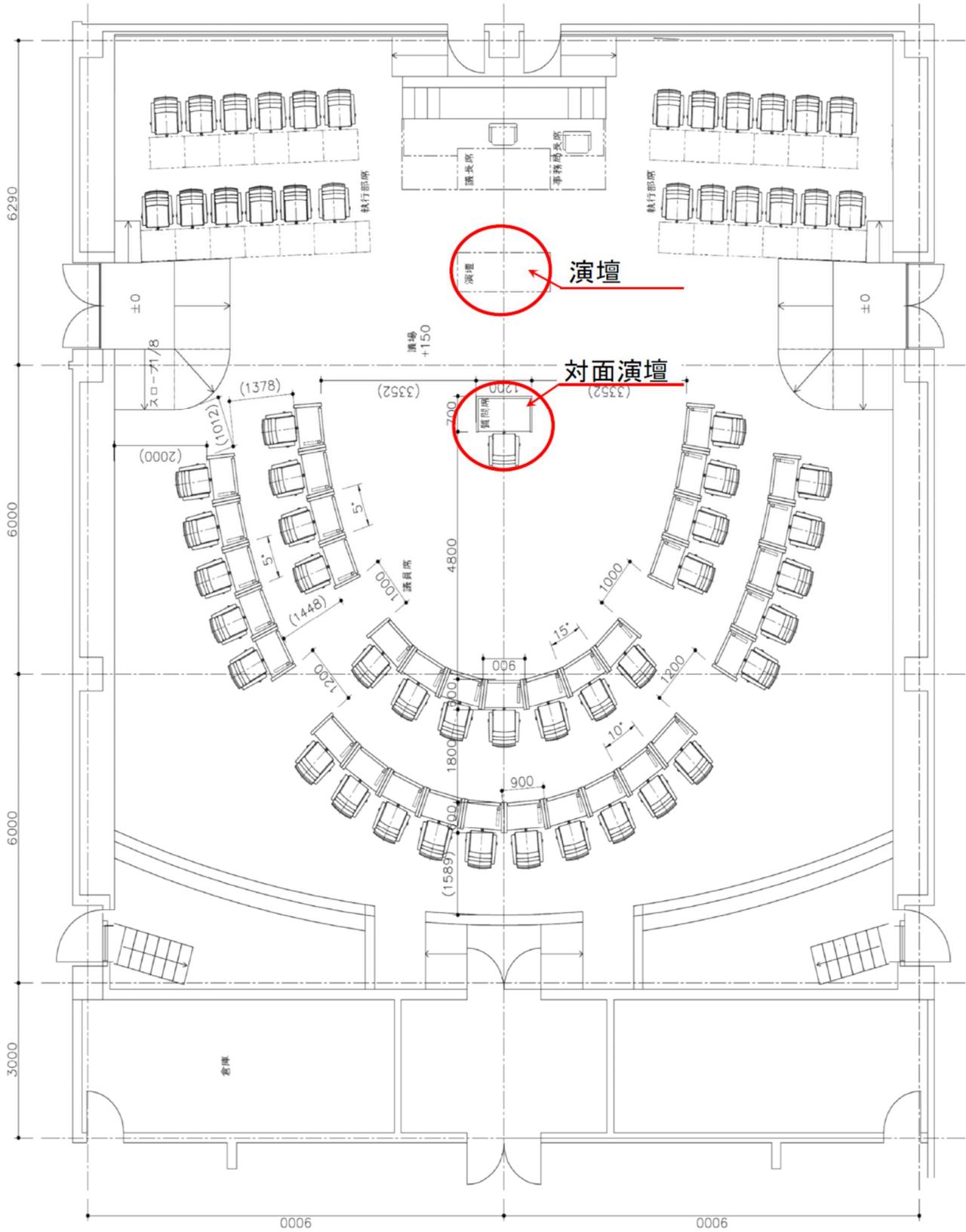
鳥取県議会会議規則の一部改正について

議場改修を踏まえ、9月定例会から、次のように、発言場所、表決方法を改める。

1 発言場所(案)について

発言の種類		現 行		議場改修後		
		演壇	議席	演壇	対面演壇	議席
代表質問	本質問	○		○		
	追及質問		○		○	
	関連質問		○		○	
一般質問	本質問	○		○		
	追及質問		○		○	
緊急質問			○		○	
提案理由説明		○		○		
委員長報告		○		○		
質疑	知事提出議案		○		○	
	議員提出議案		○			○
	委員長報告		○			○
答弁	議員提出議案に対する質疑	○		○		
	委員長報告に対する質疑	○		○		
討論		○		○		
議事進行			○			○
動議			○			○
懲罰動議（提案理由説明）		○		○		
その他（海外派遣団長報告、祝辞、追悼演説、補欠選挙当選議員挨拶など）		○		○		

(参考) 議場改修後イメージ



2 表決方法(案)について

表決等の種類		現 行	議場改修後
起立表決		○	○
簡易表決		○	○
投票表決	記名投票（白票、青票）	○	○
	無記名投票（投票用紙）	○	○
	押しボタン式投票（記名）		○
	押しボタン式投票（無記名）		○
（※）選挙時の投票		○	○

※本会議で行う正副議長選挙などについて、変更はありません。これまでと同様に、配布された投票用紙に記入し、点呼に従って投票箱へ投入する方法で行います。

